令和５年　石綿障害予防規則改正対応版
建築物等の解体・改修等工事における
石綿作業主任者技能講習テキスト　№217500
＜**新旧対照表**＞　８版　令和８年８月27日

【補足事項】**※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。**
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

（旧版）7版（令和７年９月30日）			（新版）8版（令和８年８月27日）		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
表紙		（赤枠部分を修正）	表紙		
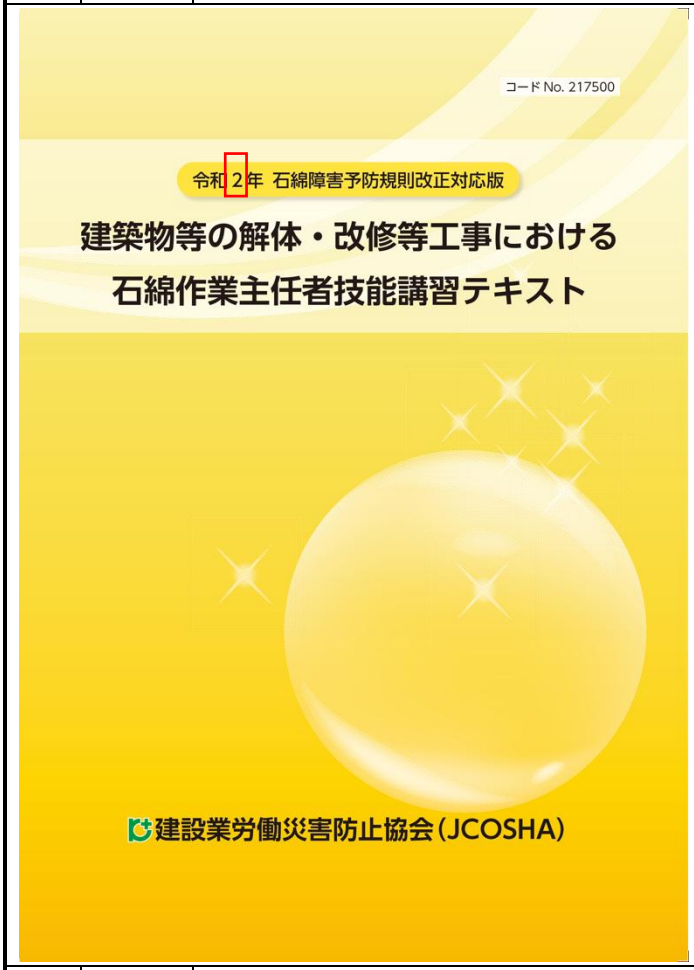			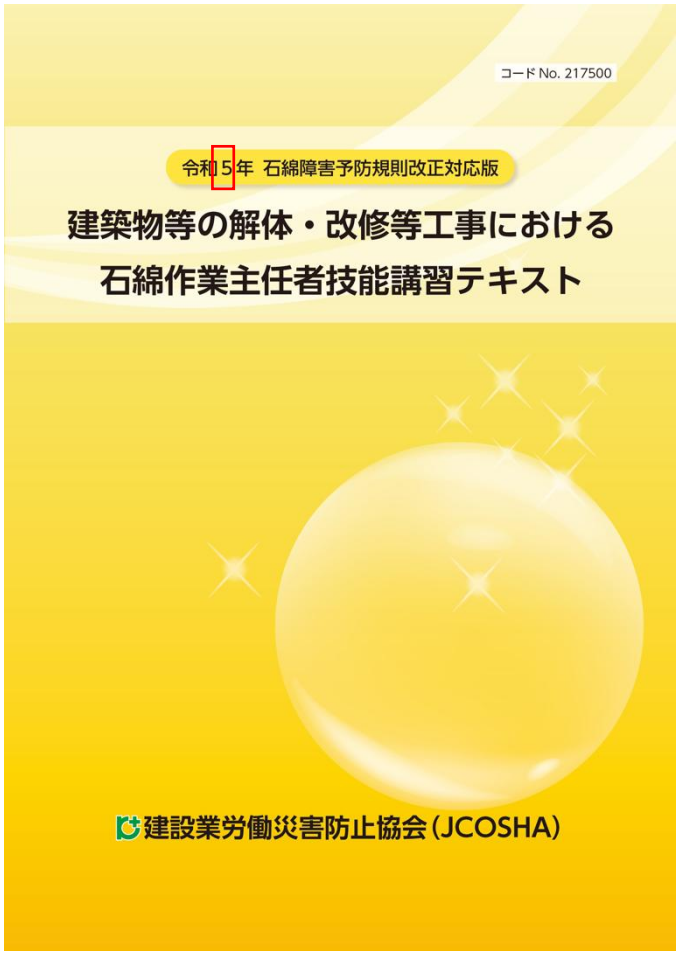		
6	参考図	（右記に差し替え）	6	参考図	
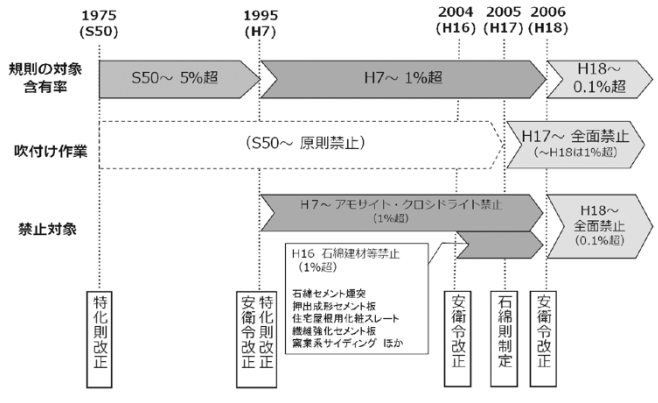			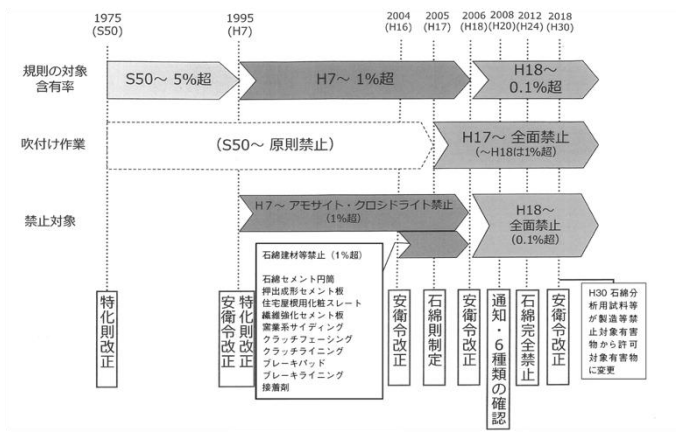		

（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）			（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
15	図 2-5	（赤枠部分を削除）	15	図 2-5	
		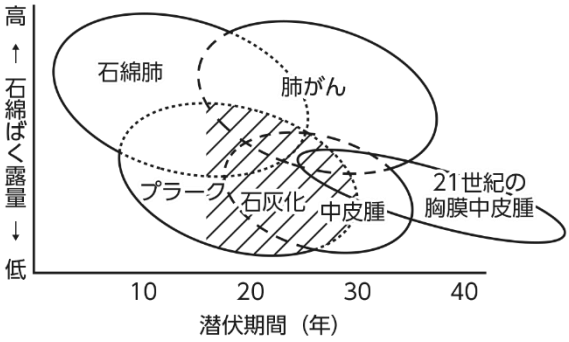 図2-5　石綿粉じんのばく露量と潜伏期間 引用　独立行政法人環境再生保全機構「石綿と健康被害」第14版、2021年 図1.8　石綿粉じんのばく露量と潜伏期間 出典　Bohig.H & Otto.H（1975）　Asbest und Mesotheliomの図17を一部修正加筆			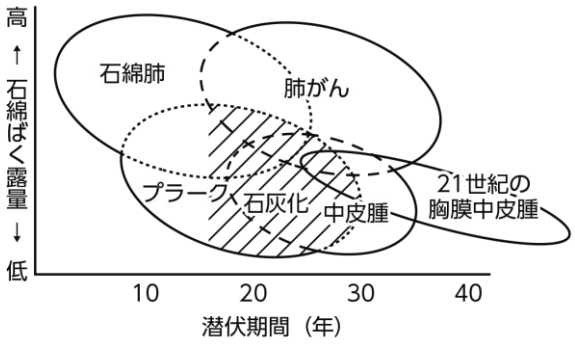 図2-5　石綿粉じんのばく露量と潜伏期間 引用　独立行政法人環境再生保全機構「石綿と健康被害」第14版、2021年 出典　Bohig.H & Otto.H（1975）　Asbest und Mesotheliomの図17を一部修正加筆
36	上から 13 行目	（右記を追加）	36	上から 14 行目	登録規程に規定する工作物石綿事前調査者。
56	図 3-2	図 3-2　建築物解体等作業届（例） （下線部分を修正）	56	図 3-2	図 3-2　建設工事計画届（例）
59	上から 16 行目	② 作業に従事する作業者及び関係者以外の者の作業場所への立入禁止措置及び立入禁止表示を実施する。 （右記に修正）	59	上から 16 行目	② 作業に従事する作業者以外の者の作業場所への立入禁止措置及び立入禁止表示を実施する。

<table>
<tr><th colspan="3">（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）</th><th colspan="3">（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内 容</th><th>頁</th><th>箇所</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>59</td><td>表 3-3</td><td>（赤枠部分を修正）</td><td>59</td><td>表 3-3</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><th>表示の種類</th><th>表示の内容</th><th>該当法令</th></tr>
<tr><td>1．事前調査結果</td><td>● 調査終了年月日
● 調査方法の概要
● 調査結果の概要</td><td>石綿則第３条
大防法第18条</td></tr>
<tr><td>2．関係者以外立入禁止</td><td>● 石綿等を取り扱う作業場への関係者以外の者の立入禁止</td><td>石綿則第15条</td></tr>
<tr><td>3．石綿作業主任者の選任・職務</td><td>● 石綿作業主任者の氏名・石綿作業主任者の職務</td><td>石綿則第20条
石綿則第19条</td></tr>
<tr><td>4．喫煙・飲食の禁止表示</td><td>● 石綿等を取り扱う作業場における喫煙及び飲食の禁止の表示</td><td>石綿則第33条</td></tr>
<tr><td>5．石綿取扱い注意標識</td><td>● 石綿を取り扱う作業場である旨
● 石綿等の人体に及ぼす作用
● 石綿等の取り扱い上の注意事項
● 使用すべき保護具</td><td>石綿則第34条</td></tr>
</table></td><td colspan="3"><table>
<tr><th>表示の種類</th><th>表示の内容</th><th>該当法令</th></tr>
<tr><td>1．事前調査結果</td><td>● 調査終了年月日
● 調査方法の概要
● 調査結果の概要</td><td>石綿則第３条
大防法第18条</td></tr>
<tr><td>2．作業に従事する作業者以外立入禁止</td><td>● 当該作業場において作業に従事する作業従事者以外の者の立入禁止</td><td>石綿則第15条</td></tr>
<tr><td>3．石綿作業主任者の選任・職務</td><td>● 石綿作業主任者の氏名・石綿作業主任者の職務</td><td>石綿則第20条
石綿則第19条</td></tr>
<tr><td>4．喫煙・飲食の禁止表示</td><td>● 石綿等を取り扱う作業場における喫煙及び飲食の禁止の表示</td><td>石綿則第33条</td></tr>
<tr><td>5．石綿取扱い注意標識</td><td>● 石綿を取り扱う作業場である旨
● 石綿等の人体に及ぼす作用
● 石綿等の取り扱い上の注意事項
● 使用すべき保護具</td><td>石綿則第34条</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>60</td><td>木造建築物で石綿があった場合の表示例</td><td>（赤枠部分を修正）</td><td>60</td><td>木造建築物で石綿があった場合の表示例</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">【木造建築物で石綿があった場合の表示例】
石綿の使用状況の調査結果
事業場の名称：○○建設株式会社 ○○工事
現場責任者 ▲▲
建築物等の種別：一般住宅
調査方法：設計図書の確認及び現場における目視
（調査個所）（1階、2階、天井裏、屋根）
発注者からの通知：有り（施工記録）
調査結果：外壁：窯業系のサイディング
屋根：住宅屋根用化粧スレート
内容・軒天：けい酸カルシウム板第１種
調査者氏名及び所属：○○○○（石綿作業主任者技能講習修了者）
調査終了年月日：○○○○年○○月○○日</td><td colspan="3">【木造建築物で石綿があった場合の表示例】
石綿の使用状況の調査結果
事業場の名称：○○建設株式会社 ○○工事
現場責任者 ▲▲
建築物等の種別：一般住宅
調査方法：設計図書の確認及び現場における目視
（調査個所）（1階、2階、天井裏、屋根）
発注者からの通知：有り（施工記録）
調査結果：外壁：窯業系のサイディング
屋根：住宅屋根用化粧スレート
内容・軒天：けい酸カルシウム板第１種
調査者氏名及び所属：○○○○ 日本アスベスト調査診断協会登録者
調査終了年月日：○○○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td>64</td><td>イラストキャプション</td><td>（赤枠部分を修正）</td><td>64</td><td>イラストキャプション</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">

③作業場内
禁煙・飲食禁止</td><td colspan="3">

③作業場内
喫煙・飲食禁止</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）</th><th colspan="3">（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内 容</th><th>頁</th><th>箇所</th><th>内 容</th></tr>
<tr><td>106</td><td>下から
8 行目</td><td>③ 石綿則では、レベル 2 における隔離空間作業内部における除去作業においては、作業に適した呼吸用保護具を使用しなければならないが、電動ファン付き呼吸用保護具までは義務づけられていない。
（下線部分を修正）</td><td>106</td><td>下から
8 行目</td><td>③ 石綿則では、レベル 2 における隔離空間作業外部における除去作業においては、作業に適した呼吸用保護具を使用しなければならないが、電動ファン付き呼吸用保護具までは義務づけられていない。</td></tr>
<tr><td>121</td><td>表 3-16</td><td>（赤枠部分を修正）</td><td>121</td><td>表 3-16</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">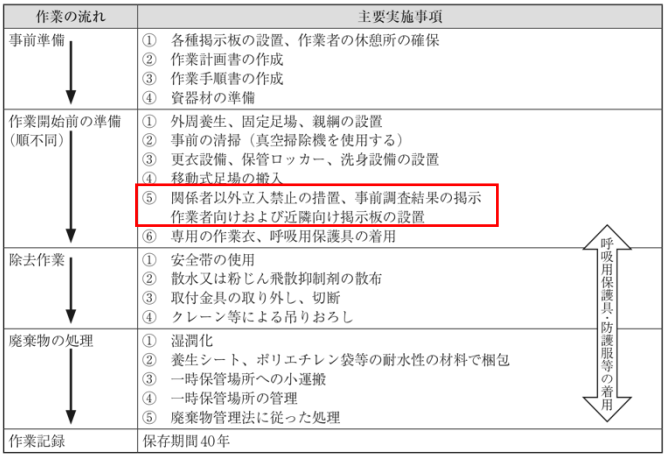
</td><td colspan="3">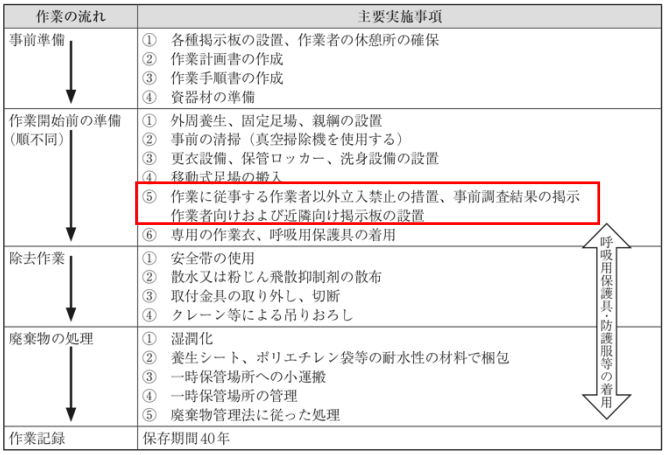
</td></tr>
<tr><td>121</td><td>下から
10 行目</td><td>① 関係者以外の者が作業区画に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。石綿含有成形板等では石綿がほとんど視認できないため、作業者等の注意が疎かになるおそれがある。したがって、現場の見やすい箇所に立入禁止掲示板を設置して注意を喚起する。
（下線部分を修正）</td><td>121</td><td>下から
10 行目</td><td>① 作業に従事する作業者以外の者が作業区画に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。石綿含有成形板等では石綿がほとんど視認できないため、作業者等の注意が疎かになるおそれがある。したがって、現場の見やすい箇所に立入禁止掲示板を設置して注意を喚起する。</td></tr>
</table>

（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）			（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
154	表 1-3	（赤枠部分を修正、追加）	154	表 1-3	

○は使用できる保護具

		除去対象製品	除去等工法	呼吸用保護具の種類（表1-2参照） 区分①	区分②	区分③	区分④	防護服等の種類 防護服	専用の作業衣
レベル1	吹付け材	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有吹付けバーミキュライト ・石綿含有吹付けバーライト	・掻き落とし、破砕 ・切断、穿孔、研磨	○				○	
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○					
			・グローブバッグ	○	○	○		○	○
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○			
			・その他特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
レベル2	耐火被覆材	・耐火被覆板 ・けい酸カルシウム板第2種 ・石綿含有耐火被覆塗り材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・グローブバッグ	○	○	○		○	○
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○				○	
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○
	断熱材	・屋根用折板裏石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○				○	
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○
			・特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
		・煙突用石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
	保温材	・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・水練り保温材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	○				○	
			・グローブバッグ	○	○	○			
			・切断等の作業を伴わない場合：原形のままの取り外し	○	○	○		○	○
			・非石綿部での切断	○	○	○			
レベル3	成形板	・石綿含有スレート ・石綿含有サイディング ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有ビニル床タイル	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○	○	○		○	○
			・原形のままの取り外し	○	○	○	○		
石綿含有仕上塗材			・電動グラインダー（集じん装置なし）等による除去	○				○	
			・電動グラインダー（除じん装置あり）による除去※2	○				○	
			・高圧水洗工法による除去	○	○	○		○	○
			・剥離剤工法による除去※1	○	○	○		○	○

注）
1．上表の作業の周辺等で行う作業については次のとおり
● レベル１～２の作業場所については、工法等に応じて、原則、他の作業場所から隔離するか、石綿除去等作業者以外は作業場所への立入禁止となっている。ただし、有効な保護具を使用させた場合は、立入禁止の作業場所に立ち入ることができる。
● 石綿含有成形板等の除去等を行う作業場において、除去等以外の作業を行う労働者には、取替え式防じんマスクまたは使い捨て式防じんマスク（区分①～④等）を使用させること（指針2-5-1（2））。ただし、石綿粉じんの飛散する場所については、関係者以外の立入りを制限し、養生等で区画することが望ましい（指針2-3（3））
2．「石綿取扱い準備作業及び後始末作業」の「準備作業、隔離養生、足場組立」については、石綿含有吹き付け材等に接触する可能性が高い場合は、区分①以上とするとされている。
「隔離養生の撤去・仕上げ清掃」とは、除去完了の確認や集じん・排気装置による石綿粉じん処理がなされた後のものを指す。詳しくは、指針2-2-3の具体的留意事項を参照のこと。但し、石綿粉じんのへんばく露のおそれが高いときは区分③以上の呼吸用保護具を使用する。
3．本表の「除去」には、吹き付けられた石綿等を除去する作業に伴う一連の作業が含まれるため、たとえば、隔離された作業場所における、現場監督に係る作業、除去した石綿等を袋等に入れる作業についても同様の措置が必要である。
4．出典からの一部改変に関しては、表中「その他」の行について本マニュアル（指針2-2-3の項）の内容に基づき修正、注釈１．及び２．を追加、注釈３．を修正、その他の注釈を削除している。
上記の出典　厚生労働省　石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（2.20版）平成30年３月
※１）剥離材工法による除去を行う前の剥離材の吹付け作業は溶剤による中毒を防ぐために送気マスクを使用する。除去作業は防じん機能付き防毒マスク（L3、S3）以上のものを使用する。
※２）指定防護係数が300以上のもの

○は使用できる保護具

		除去対象製品	除去等工法	呼吸用保護具の種類（表1-2参照） 区分①	区分②	区分③	区分④	防護服等の種類 防護服	専用の作業衣
レベル1	吹付け材	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有吹付けバーミキュライト ・石綿含有吹付けバーライト	・掻き落とし、破砕 ・切断、穿孔、研磨	○				○	
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○					
			・グローブバッグ	○	○	○		○	○
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○			
			・その他特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
レベル2	耐火被覆材	・耐火被覆板 ・けい酸カルシウム板第2種 ・石綿含有耐火被覆塗り材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・グローブバッグ	○	○	○		○	○
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○				○	
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○
	断熱材	・屋根用折板裏石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・封じ込め ・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴うもの）	○				○	
			・囲い込み（破砕・切断・穿孔・研磨を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○
			・特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
		・煙突用石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○				○	
			・特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する					
	保温材	・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・石綿含有けい酸カルシウム保温材 ・水練り保温材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	○				○	
			・グローブバッグ	○	○	○			
			・切断等の作業を伴わない場合：原形のままの取り外し	○	○	○		○	○
			・非石綿部での切断	○	○	○			
レベル3	成形板	・石綿含有スレート ・石綿含有サイディング ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有ビニル床タイル	・切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	○	○	○		○	○
			・原形のままの取り外し	○	○	○	○		
石綿含有仕上塗材			・電動グラインダー（集じん装置なし）等による除去	○				○	
			・電動グラインダー（除じん装置あり）による除去※2	○				○	
			・高圧水洗工法による除去	○	○	○		○	○
			・剥離剤工法による除去※1	○ PL3 PS3	○	○		○	○

注）
1．上表の作業の周辺等で行う作業については次のとおり
● レベル１～２の作業場所については、工法等に応じて、原則、他の作業場所から隔離するか、石綿除去等作業者以外は作業場所への立入禁止となっている。ただし、有効な保護具を使用させた場合は、立入禁止の作業場所に立ち入ることができる。
● 石綿含有成形板等の除去等を行う作業場において、除去等以外の作業を行う労働者には、取替え式防じんマスクまたは使い捨て式防じんマスク（区分①～④等）を使用させること（指針2-5-1（2））。ただし、石綿粉じんの飛散する場所については、関係者以外の立入りを制限し、養生等で区画することが望ましい（指針2-3（3））
2．「石綿取扱い準備作業及び後始末作業」の「準備作業、隔離養生、足場組立」については、石綿含有吹き付け材等に接触する可能性が高い場合は、区分①以上とするとされている。
「隔離養生の撤去・仕上げ清掃」とは、除去完了の確認や集じん・排気装置による石綿粉じん処理がなされた後のものを指す。詳しくは、指針2-2-3の具体的留意事項を参照のこと。但し、石綿粉じんのへんばく露のおそれが高いときは区分③以上の呼吸用保護具を使用する。
3．本表の「除去」には、吹き付けられた石綿等を除去する作業に伴う一連の作業が含まれるため、たとえば、隔離された作業場所における、現場監督に係る作業、除去した石綿等を袋等に入れる作業についても同様の措置が必要である。
4．出典からの一部改変に関しては、表中「その他」の行について本マニュアル（指針2-2-3の項）の内容に基づき修正、注釈１．及び２．を追加、注釈３．を修正、その他の注釈を削除している。
上記の出典　厚生労働省　石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（2.20版）平成30年３月
※１）剥離材工法による除去を行う前の剥離材の吹付け作業は溶剤による中毒を防ぐために送気マスクを使用する。
除去作業は防じん機能付き防毒マスク（L3、S3）以上のものを使用する。G-PAPR
※２）指定防護係数が300以上のもの

162	表 1-6	（赤枠部分を修正）	162	表 1-6	

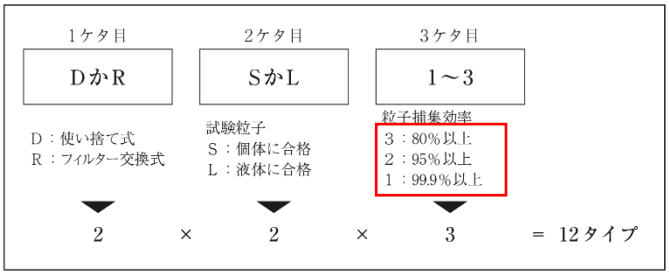

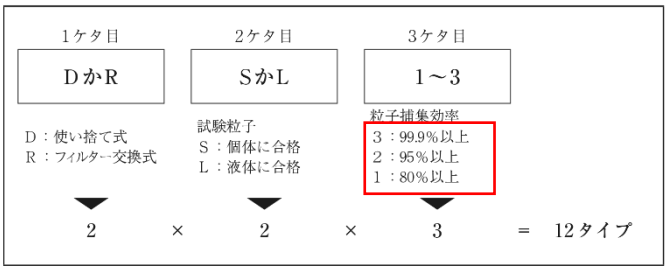

175	上から 3 行目	（改正平成 30 年 7 月 25 日法律第 78 号） （右記に修正）	175	上から 3 行目	（改正令和 7 年法律第 33 号）
176	上から 8 行目	労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 （下線部分を修正）	176	上から 8 行目	労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（旧版）7版（令和７年９月30日）			（新版）8版（令和８年８月27日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
176	上から11行目	第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 （下線部分を修正）	176	上から12行目	第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
177	上から3行目	第29条（元方事業者の講ずべき措置等） 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。 （下線部分を修正）	177	上から5行目	第29条（元方事業者の講ずべき措置等） 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。 3 前項の指示を受けた関係請負人又は関係請負人に係る作業従事者は、当該指示に従わなければならない。
177	上から12行目	特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。 （下線部分を修正）	177	上から15行目	特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

（旧版）7版（令和７年９月30日）			（新版）8版（令和８年８月27日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
177	下から12行目	特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 （下線部分を削除、修正）	177	下から8行目	特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に係る作業従事者（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
177	下から5行目	注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。 （下線部分を追加）	178	上から1行目	注文者は、その請負人（仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。
181	上から3行目	（改正　令和元年6月5日政令第19号） （右記に修正）	181	上から3行目	（改正令和８年政令第40号）
183	上から3行目	（改正令和元年８月８日厚生労働省令第 33号） （右記に修正）	183	上から3行目	（改正令和８年厚生労働省令第112号）

（旧版）7版（令和７年９月30日）			（新版）8版（令和８年８月27日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
184	最下部	（右記を追加）	184	下から11行目	第612条の2（熱中症を生ずるおそれのある作業） 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する作業従事者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の作業従事者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該体制を周知させなければならない。 ２ 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。
185	上から3行目	（改正令和５年８月 29 日厚生労働省令第105号） （右記に修正）	185	上から3行目	（改正令和８年厚生労働省令第29号）
187	下から16行目	９　事前調査のうち、建築物及び船舶に係るもの（第３項第３号に掲げる方法によるものを除く。）を行った者（分析調査を行った場合にあっては、当該分析調査を行った者を含む。）の氏名及び第４項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあっては、前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し （右記に修正）	187	下から16行目	９　事前調査を行った者の氏名

（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）			（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
191	上から 2 行目	2　特定元方事業者（法第 15 条第 1 項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第 15 条第 1 項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。 （右記に修正）	190	下から 3 行目	2 特定元方事業者（法第 15 条第 1 項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人（法第 15 条第 1 項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）に係る作業従事者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。
197	上から 5 行目	3　磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 （右記に修正）	197	上から 2 行目	3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
197	上から 7 行目	4　事業者は、第 1 項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、同項の場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。 （右記に修正）	197	上から 7 行目	4 事業者は、第 1 項の場所において作業従事者（労働者を除く。第 46 条第 2 項及び第 4 項において同じ。）に対し、第 1 項の場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
197	上から 19 行目	3　磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 （右記に修正）	197	上から 20 行目	3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（旧版）7 版（令和 7 年 9 月 30 日）			（新版）8 版（令和 8 年 8 月 27 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
198	下から 2 行目	2 事業者は、労働者以外の者が第 10 条第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 38 条第 4 項並びに第 48 条第 6 号に規定する保護具等を使用したときは、当該者に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該保護具等を使用した者（労働者を除く。）に対し他の衣服等から隔離して保管する場所を提供する等適切に保管が行えるよう必要な配慮をしなければならない。 （右記に修正）	199	上から 1 行目	2 事業者は、第 10 条第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 38 条第 4 項並びに第 48 条第 6 号に規定する作業の一部を請け負わせた請負人に係る作業従事者がこれらの規定に規定する保護具等を使用したときは、当該請負人に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該保護具等を使用した作業従事者に対し他の衣服等から隔離して保管する場所を提供する等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。
201	上から 5 行目	1 趣旨 この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材料の除去等の作業における措置及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。 （上記を削除）			